

新旧対照表

【アルコール事業法に係るアルコールの輸入通関の際における取扱いについて（平成 13 年 3 月 29 日財関第 271 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
1 対象となるアルコール (1) （省略） イ <u>工業用アルコール又は酢酸エチル若しくはエチルアミンの製造の用に供するもの</u> ロ （省略） (2) （省略） <u>「工業用アルコール又は酢酸エチル若しくはエチルアミンの製造の用に供するもの」のうち、「工業用アルコールの製造の用に供するもの」とは、法第 2 条第 1 項（定義）に規定するアルコールであって、法第 3 条第 1 項（製造の許可）により経済産業大臣の許可を受けた者（以下「製造事業者」という。）が工業用のアルコールを製造するために用いるものをいう。</u> <u>「工業用アルコール又は酢酸エチル若しくはエチルアミンの製造の用に供するもの」のうち、「酢酸エチル若しくはエチルアミンの製造の用に供するもの」とは、法第 2 条第 1 項（定義）に規定するアルコールであって、法第 26 条第 1 項（使用の許可）により経済産業大臣の許可を受けた者（以下「許可使用者」という。）が酢酸エチル若しくはエチルアミンを製造するために用いるものをいう。</u> 2 （省略）	1 対象となるアルコール (1) （同左） イ 工業用アルコールの製造の用に供するもの ロ （同左） (2) （同左） <u>「工業用アルコール」とは、法第 2 条第 1 項（定義）に規定するアルコールであって、工業の用に供するものをいう。</u> <u>「製造の用に供するもの」とは、法第 3 条第 1 項（製造の許可）により経済産業大臣の許可を受けた者（製造事業者）が工業用アルコールを製造するために用いるものをいう。</u> 2 （同左）